

公告第14号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和3年8月6日

郡山地方広域消防組合
管理者 品川 万里



第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 件名 郡山消防本部庁舎3階食堂自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け
- 2 貸付場所等 下表のとおり。詳細については、別紙「仕様書」及び「物件調書」のとおり。

施設名称等 (所在地)	貸付場所	貸付面積 (設置台数)	販売品目	付加機能
郡山地方広域消防組合 消防本部庁舎 (郡山市堂前町5番16号)	3階食堂	1.35 m ² (1台)	清涼飲料水 (ペットボトル・缶)	—

- 3 貸付期間 令和3年10月1日から令和6年9月30日まで

第2 入札執行の場所及び日時

- 1 場所 郡山地方広域消防組合消防本部庁舎5階 多目的視聴覚室
(郡山市堂前町5番16号)
- 2 日時 令和3年9月3日(金) 午後2時00分
※ 郵便及び電報等による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 法人格を有する団体又は個人であること。
- 3 自動販売機(同様の販売品目)の設置業務について、3年以上の管理及び運営の実績を有していること。



- 4 郡山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 46 号）に準じ、役員等が郡山市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生手続き終了又は再生手続き終了の決定を受けた者については、当該更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 6 福島県内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。

第 4 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、本公告中第 3 に掲げる資格基準について、次項第 4 号に掲げる入札参加申請書等を管理者に提出し、当該貸付契約に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は、当組合ウェブサイトからダウンロードすること。）

2 申請書等の受付

- (1) 期 間 令和 3 年 8 月 12 日（木）から令和 3 年 8 月 24 日（火）まで
（郡山地方広域消防組合の休日を定める条例に規定する本組合の休日（以下「本組合の休日」という。）を除く。）
- (2) 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 場 所 郡山地方広域消防組合消防本部 4 階 総務課庶務係において行う。
（郵送等の取扱いは行わない。）

(4) 提出書類

- ア 入札参加申請書
- イ 誓約書
- ウ 履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し。

ただし、公告日以降に発行されたものに限る。

- (ア) 法人格を有する団体の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書又はその写し
- (イ) 個人の場合は、市区町村役場で発行された身分証明書又はその写し

エ 自動販売機設置状況報告書と 3 年以上の設置実績を証明する次のいずれかの書類

- (ア) 行政財産使用許可書の写し
- (イ) 行政財産又は普通財産の貸付に係る契約書の写し
- (ウ) 土地所有者等と交わした自動販売機の設置に係る契約書の写し
（写しの提出にあつては、土地所有者等の了承を得ること。）
- (エ) 土地所有者等が発行する自動販売機の設置証明書（任意様式）

オ 設置を希望する自動販売機のカatalog等

3 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、2(1)に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書により、令和 3 年 8 月 27 日（金）までに通知する。

第 5 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、公告日から令和 3 年 8 月 12 日（木）まで（本組合の休日を

除く。)に、本組合総務課庶務係に持参して提出するものとする。(郵送、ファクシミリ等の取扱いは行わない。)

- 2 質問に対する回答は、令和3年8月18日(水)までに仕様等回答書により質問者に回答し、その回答内容を当組合ウェブサイトに掲載するものとする。

第6 入札保証金

郡山地方広域消防組合契約規則第25条の規定により免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、納付しないこととした入札保証金(入札金額の5%)と同額の金額を本組合に納めること。

第7 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積りした契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第8 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第9 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第10 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。

ただし、落札者とするべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 入札回数は、2回を限度とする。

ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。(見積書の提出は2回を限度とする。)

第11 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者は、公有財産借受等申請書を提出の上、本組合と公有財産貸付契約を締結するものとする。

- 2 契約の締結は、落札者の決定後、7日以内に行わなければならない。

- 3 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当した時は、契約を締結しないことがある。

(1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項、第4項又は第5項のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

4 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、本組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

5 契約保証金は、郡山地方広域消防組合契約規則による。

第12 入札に関する注意事項

1 入札書及び委任状には、件名及び貸付場所等を記載すること。

2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。

3 その他必要な事項は、郡山地方広域消防組合契約規則のとおりとする。

第13 その他

不明な点については、郡山地方広域消防組合消防本部総務課庶務係（電話：024-923-8171）まで問い合わせること。